

常任代理人業務



常任代理人業務

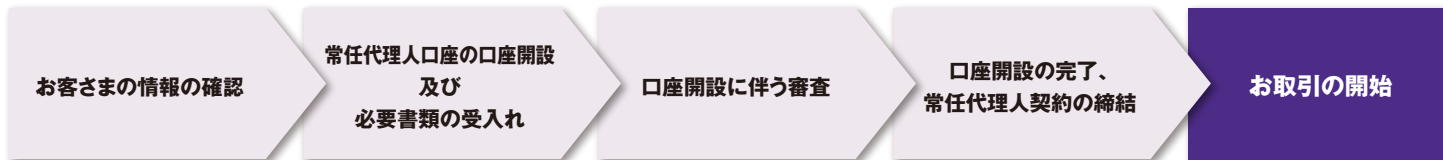
非居住者が日本国内で株式投資を行う場合、通常、国内に常任代理人 (standing proxy) を設置する必要があります。これは、日本の大部分の上場会社や非上場会社が定款または株式取扱規則において、「株主が外国に居住する場合は日本国内に常任代理人を選任してその住所・氏名・印鑑を届けるか、または通知を受けるべき場所 (仮住所) を定めて届ける」べきことを定めているためです。

当社では、非居住者のお客様の常任代理人を業として執り行っております。

当社が行う常任代理人の業務範囲

- ・お客様の口座の管理
- ・証券果実等 (配当金等) の代理受領及び管理
- ・議決権の代理行使
- ・有価証券の取得、処分、移転等に関する諸法令の許可申請、届出等の手続きの代理又は代行
- ・その他前各号に付帯する事項

お手続き等について



費用等について

常任代理人の手数料は、年間12万円となります。
また、銀行振込みや有価証券の移管等が発生した場合、実費はお客様負担となります。

お申し込み・お問い合わせ

当社担当者に直接お電話・メールを頂くか、当社ホームページよりお申し込み、お問い合わせをお願いいたします。
その際には、「**常任代理人業務について**」とお知らせ下さい。

電話番号 **03-3666-0011**

Mail **info@mitasec.com**

WEBサイト **https://mitasec.com**

トップページの「Contact Us ~ on lineお問い合わせフォーム」をクリックして、所定の事項とお問い合わせ内容をご記入の上、送信してください。

会社概要

商号 三田証券株式会社 (Mita Securities Co., Ltd.)
登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第175号
貸金業者 東京都知事 (6) 第27088号
宅地建物取引業者 東京都知事 (1) 第103950号
不動産特定共同事業 金融庁長官・国土交通大臣第76号
設立年月 昭和24年 (1949年) 7月
資本金 5億円
代表者 代表取締役社長 三田 邦博

所在地 東京本社 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3番11号
大阪支店 〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
シンガポール支店 105 Cecil Street #24-02, The Octagon, Singapore 069534
加入金融商品取引所 東京証券取引所、大阪取引所
加入協会 日本証券業協会、日本貸金業協会
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
指定紛争解決機関 (金商) 特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センター
(貸金) 日本貸金業協会、貸金業相談・紛争解決センター

当社が取り扱っている商品・サービス等 (以下「商品等」という。) をご利用頂く際には、各商品等に所定の手数料・諸費用等 (以下「手数料等」という。) をご負担頂く場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。なお、取引の形態や内容によって各々の取引の条件が異なってくるため、一般的なサービスの概要を説明した本資料には手数料等や個別取引のリスクを記載できておりません。各商品等にかかる手数料等及びリスクについては、契約締結前交付書面、目論見書その他説明書類 (以下「説明書類等」という。) を十分にご確認下さい。投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。